<i>–</i> – –	
# <i>F</i>	7

保有個人情報開示請求書

(区の機関名)

殿

(ふりがな)氏 名				
住所又は居所	₹			
雷話番号		()	

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)	
求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)	(1)事務所における開示の実施を希望する。 ア 実施の方法 (ア)文書又は図画 閲覧 写しの交付 (イ)電磁的記録 印字装置を用いて出力した物の閲覧 印字装置を用いて出力した物の写しの交付 視聴 複写した物の交付 イ 実施の希望日 年 月 日 (2)写しの送付を希望する。 用紙 光ディスク
保有個人情報の開示を請求 する理由 <u>(本欄の記載は任</u> <u>意です。)</u>	

	(1)開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人 (2)請求者本人確認書類 運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他() 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本 人 確 認 等	(3)本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にの み記載してください。) ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
	(5)任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 委任状 その他()
(注)[記載に当たっての注意	意事項]をよくお読みになり記載してください。

------ 以下の欄は記入しないでください。 ------

担当部課	部		課	係	担当者:
電話番号	()		内線番号	
本人確認等	本人確認済	代理権	確認済		

[記載に当たっての注意事項]

1 「氏名」・「住所又は居所」

- ・本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所 又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。
- ・連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
- ・法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「請求先」

- ・開示を請求する保有個人情報を保有している区の機関に対して請求する必要があります。
- ・区の機関は、荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第3号)第2条に規 定する「荒川区長、荒川区教育委員会、荒川区選挙管理委員会、荒川区監査委員」のいずれかの うち、開示を請求する保有個人情報を保有している区の機関を選択し、記載してください。

3 「開示を請求する保有個人情報」

・開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開 示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施方法等」

- ・開示を受ける場合の開示の実施の方法について、希望がありましたら記載してください。
- ・なお、実施の方法は各行政機関等の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない 場合があります。
- ・開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出 書」により、別途申し出ることもできます。

5 「保有個人情報の開示を請求する理由」

・保有個人情報の開示を請求する理由を具体的に記載してください。

6 本人確認等

(1) 来所による開示請求の場合

- ・本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。
- ・どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示 又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。
- (注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2)送付による開示請求の場合

- ・(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
- ・住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住 民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。
- ・なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票 の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3)代理人による開示請求の場合

・「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項 は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

ア 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。
- ・戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その 複写物による提示又は提出は認められません。

イ 本人の委任による任意代理人

- ・委任状その他その資格を証明する書類 (ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
- ・委任状については、 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。
- ・委任状は、その複写物による提出は認められません。